

平成 22 年度第 15 回 税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 12 月 1 日（水）17 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまより「税制調査会」を開催いたします。

本日は、昨日積み残しになりました関税関係について審議を行い、その後、主要事項のうち、資産課税の地方税部分及び市民公益税制について審議を行い、最後に自由討議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

まず、関税関係について尾立政務官から御説明をお願いします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、平成 23 年度関税改正における検討項目につきまして、お手元の資料「平成 23 年度関税改正における主な検討項目」に沿って御説明します。適宜、参考資料を参考にさせていただきたいと思えます。

まず「1. 特惠関税制度の延長及び見直し」についてでございますが、途上国の産品に対して一般の税率より低い特惠税率を適用する制度である特惠関税制度について、途上国支援の重要性にかんがみ、適用期限を従来どおり 10 年間延長するとともに、次のような見直しを行いたいと考えております。

1 つは、途上国の特惠利用が拡大するよう、鉱工業品（1,182 品目）について設けている、年間の特惠税率適用の限度枠であるシーリングを廃止し、併せて国内生産者への配慮が必要な品目については特惠税率を引き上げる、または特惠対象品目から除外することにより対応したいと考えております。

また、繊維製品について、その途上国の原産品と認められるための基準を緩和したいと考えております。

また、幅広く途上国に特惠関税の便益を及ぼすために、競争力の高い産品を特惠適用対象から除外する国別・品目別特惠適用除外措置について見直しを行いたいと考えております。

具体的には、参考資料の 3 ページ目を御覧いただきたいと思います。適用基準がより透明性が高く、より WTO ルールと整合的になるように見直し、ある途上国のある産品について輸入シェアが 50% 超であることなどの客観的な基準に該当すれば、特惠関税の適用対象から外すこととしたいと考えております。

「2. 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の延長」について御説明いたします。航空機の部分品等及び宇宙開発用物品等に対する免税制度並びに我が国から輸出した原材料を加工した輸入製品に対する減税制度について、対象となってい

る産業の状況等を勘案して、適用期限を3年間延長したいと考えております。

「3. 暫定税率等の延長」についてでございますが、関税の暫定税率（415品目）、特別緊急関税制度、牛肉等に係る関税の緊急措置について、例年同様、適用期限を1年間延長したいと考えております。

「4. HS条約2012年改正に対応するための関税率表の改訂」についてでございますが、各国の関税率表の品目分類等を統一する条約が改正されたことに伴い、関税率法等の関税率表を改訂したいと考えております。

次に、ページをおめくりいただきまして「5. 輸出通関における保税搬入原則の見直し及びこれに伴うAEO（認定事業者）制度の改善」について御説明いたします。輸出申告は保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされておりますが、今般、「規制・制度改革に係る対処方針」、「新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策」に沿って、貿易円滑化のため、適正通関を確保しつつ、保税地域等に貨物を搬入する前に行えることといたします。

また、コンプライアンスの高い認定事業者が関与する輸出申告に係る貨物について、今般、保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とすることとしたいと考えております。なお、これに伴い、輸出品に対する内国消費税について所要の改正を行うこととしたいと考えております。

「6. アクセスコントロール等回避機器に係る水際規制の導入」及び「7. 回路配置利用権侵害物品に係る輸出規制の導入」について御説明いたします。正当に許諾を受けた者以外の者による映像の視聴やゲームソフトの使用等を制限するアクセスコントロール機能等を回避するための機器について、また、半導体集積回路に係る回路配置利用権を侵害する物品について、それぞれ国内規制が整備される場合には関税法上も同様に水際規制を行うこととしたいと考えております。

「8. 航空機旅客の予約情報等報告制度の導入」について、効果的かつ効率的な密輸取締りのため、税関が現在入手している事前旅客情報に加え、予約情報等も入手できるように、報告を求める情報の範囲を拡大したいと考えております。

最後に「9. 納税環境整備」でございますが、更正請求に係る期間制限等について、内国税について見直しを行う場合、関税についても同様の観点から見直しを行うこととしたいと考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは御意見があれば、どうぞ、挙手の上、御発言ください。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○五十嵐財務副大臣

それでは、次に資産課税に移ります。資産課税の地方税部分が残っております。逢坂政務官、よろしくお願いいたします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、私から新築住宅等に係る減額措置の見直しの方向性について説明をしたいと思います。

最初に、まず事務方から事実関係を簡単に説明させます。よろしくお願いいたします。

○後藤固定資産税課長

総務省固定資産税課長でございます。「資料（資産課税〔地方税〕）」という資料を御覧いただきたいと思っております。

1 ページ目でございます。本新築住宅特例の概要をまとめたものでございます。

御案内のとおり、本特例は新築住宅の家屋に係る固定資産税を3年ないし5年、2分の1に軽減するというものでございまして、昭和39年に創設され、平成20年の実績で申し上げますと、減収額は1,540億円と、大変大きな額になっているということでございます。

昨年末の税制改正大綱におきまして、これも前回の資料でも御紹介してございますが、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討ということが書かれておりまして、適用期限自体は2年間延長されてございます。したがって、期限は平成24年の3月末に到来するということとなります。

2 ページ目でございます。アンケート結果で、これも前回の資料で若干御披露してありましたものですが、若干詳細に資料として掲げさせていただきました。

上の囲みのところでございますけれども、これは対象としましては、新築住宅特例の適用を受けるということが見込まれる、現に住宅を新築された、あるいはその新築住宅を購入された納税者の方々に対しまして、実際に家屋評価を行う段階で直接面接あるいは書面によってアンケートを18政令市の御協力を得て行ったものでございます。対象は1,660名から有効回答をいただいております。

端的なところを掲げておりますけれども、この新築住宅の家屋に係る固定資産税の減額制度というものについて、知っていたという方が非常に少ないということ。それから、②のところでございますが、この制度が住宅購入のインセンティブになったかどうかということですが、きっかけとはならなかったとおっしゃった方が92%という、非常にインセンティブ効果という点では疑問の残るアンケート調査の結果になったということが言えると思っております。

3 ページ目で、最近の足元の住宅着工件数等の状況でございます。資料では9月の住宅着工件数を掲げさせていただいております。つい先日、一昨日ですが、10月の数字も発表されてございますけれども、大きなトレンドに変化はないと思っております。

9月の住宅着工戸数は7万1,998戸でございます。前年同月比に対して17.7%の増ということでございます。

特に分譲マンションの着工戸数が、大都市圏を中心に大きく伸びているということでございまして、東京都では対前年同月比 185%増。これは戸数にもよるんだと思いますが、埼玉県で 245%増、神奈川県で 437%増と、非常にマンションの需要が足元で伸びているという状況にあるということだと思います。

もう少し長い範囲で見たときにどういうトレンドになっているのかということですが、直近1年間の住宅着工戸数の対前年同月比の伸び率を下に掲げてございます。実線が全国で、点線が東京都の数字で、必ずしも勿論、高い水準ではないということかもしれませんが、トレンドとしては安定的に右肩上がりの状況になりつつある。でこぼこしながらも右肩上がりの状況で回復しつつあるというような状況が見て取れるのではないかと思います。

それから4ページ目でございます、地域ごとにこうした住宅事情についてどのような差があるのだろうかということについて幾つかの統計、手に入るものだけでございますが、御紹介しているものでございます。

一番左上のところは総住宅数の増加率でありまして、これらの調査につきましては統計局が5年ごとに行っております住宅・土地統計調査を基にしたものでございまして、この増加率でいきましても、高知県、和歌山県、秋田県などは増加率が低いんですが、栃木県、東京都、あるいは滋賀県などで非常に大きな率になっている。勿論、母数といいますか、全体の戸数という点では違いますので、伸び率だけを比較するのはどうかという議論はあるかもしれませんが、ベクトルの方向として見たときに、トレンドとして見たときに大きな違いがあるということは言えると思います。

先ほど9月の数字を御紹介しました、分譲マンションの着工戸数で見ますと、東京都は非常に大きな数字ですが、青森県など6県では新規の着工戸数はゼロであったということがございます。

また、持ち家の住宅率、下の方であります、上位3県と、下位という言い方が適切かどうかはわかりませんが、大きな差がございまして。

空き家率で、これもストックと実際の住宅需要というものの差を示していると思いますが、比較的大きな差があるということが見て取れると思います。

めくっていただきまして、5ページで、住宅の質という点でございまして、3階建て以上の中高層の耐火建築の割合というものについてですけれども、これもかなりパーセンテージに差があるということが見て取れると思います。

また、耐震性の問題がよく話題になりますが、右上の表でありますけれども、昭和55年以前に建てられて耐震診断も耐震改修工事もなされていない持ち家の割合という調査結果がございまして、神奈川、東京、埼玉などではそういったいわゆる危険な住宅は少ないのですが、秋田、鳥取、島根といったようなところにつきましては半分近い数字になっているということでございます。

バリアフリー設備、あるいは省エネ改修等の実施状況を見ましても、それなりに地

域ごとの差が見て取れるということで数字を紹介させていただいております。

1枚めくっていただきまして、6ページですが、こうした地域ごとの住宅事情の違いというもの、それから、地方自治体ごとの首長さんの姿勢、政策的な方針というものもあると思いますけれども、それぞれの事情に基づいて、それぞれ特徴ある政策が行われていることの一例を御紹介したいと思います。

一番上からですけれども、江東区で、これも随分話題になりましたが、湾岸の地区で特にマンションの建設が集中したということで、学校教育施設を始めとする公共公益施設の整備が間に合わないというような状況もあり「マンション建設計画の事前届出等に関する条例」というものが制定されました。これによって学校教育施設等の整備が間に合う状況までは建築を遅らせていただく、時期をずらしていただくというようなことが実際に行われていたというわけであります。

それから、豊島区の実例では、これは「ワンルームマンション税」という、話題になりましたけれども、ファミリー向けの住宅が極端に少ないという、住宅ストックの中のアンバランスを是正したいというような目的で、30m²未満の住戸を9戸以上有する集合住宅の建築時に対して一戸当たり50万円という狭小住戸集合住宅税というのが創設されたわけがございます。

最後の箱で、地域経済の活性化等のために、定住促進策というもののために税の軽減等が行われている例がございます。

箱の中の一番上ですけれども、茨城県の神栖市ですが、これは今、御紹介しました新築住宅特例による2分の1の減額制度に加えて、更に残りの2分の1も市が減額をして、実質的に、一定期間だけですが、固定資産税分がゼロになるような減額制度をして定住促進を図っているという例がございます。

また、福岡県の宮若市でも、この場合には新築だけでなく中古住宅も含んで、移住してこられる方に対して、固定資産税相当額を「定住奨励金」という名目で交付をするということで定住促進を図っている例がございます。

そういう新築住宅あるいは中古住宅を含む定住促進ということ以外にも、静岡県浜松市では天竜材、地域材を利用した木造家屋に対して、補助金を交付するというところで、そういった住宅の建築を促進するというようなことをされている例もあります。

また、生活の質ということに関わるとは思います。核家族化を防ぎ、三世代住宅を促進するという目的で、三世代世帯が居住する住宅に対して、補助金を交付している群馬県桐生市のような例もございます。

このように、地域ごとに独特の取組みが各地でなされているということでございます。

私の方からの説明は以上でございます。

○逢坂総務大臣政務官

ただいま事務方から説明させていただきましたけれども、今、説明したとおり、住宅

をめぐる状況は全国で随分状況が違うということが御理解いただけたかと思えます。

更に加えて、それぞれの自治体で独自に規制や補助金や、あるいは減免税制などもやっている例もあるということで、地域の特性に応じた対応を随分しているんだということがおわかりいただけたかなと思えます。

それであるにもかかわらず、現行の税制は全国一律なことを地方団体に強いているということで、実態に合っていないだろうということ、加えて、アンケートの結果から判断すれば、新築住宅に係る減額措置は住宅を購入する際のインセンティブになっていないのではないかという疑問もあるわけです。

こうしたことを踏まえれば、新築住宅等に係る減額措置については、現行のような全国一律の措置ではなく、各地方団体の自由度を高める方向で、見直すべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、御質問・御意見があれば伺います。

池口副大臣、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

この件については以前にも国交省としての立場はお話ししておりますが、今日は資料も付けさせてもらっております。総務省の後の資料の1ページだけ見ていただきたいんです。

総務省のアンケートは既に住宅を購入した人に、知っていましたか、知らなかったですかという聞き方ですが、住宅展示場の来場者、まさにこれから買おうという人たちに、この減税措置が与える影響がどうなのかというのを聞きました。購入をあきらめるとする人も18.4%ですし、住宅予算を削減するとか、関連予算を削減するとか、相当、この措置というものは影響します。

それで、この軽減措置についてどうお考えですかという問いに対しては、94.5%が平成24年4月以降も現行のまま継続すべきという、まさにこれから買おうとする人はこれだけの回答をしているわけですから、これが買った人がどうかというのは税制をどれだけ理解しているかどうかということですから、更にこれは60年間やっておりますので、これは当たり前、本則という理解が進んでいるわけですから、少し総務省の疑念というものは疑念過ぎるのではないかと思います。

更に、これはそれぞれの地方でやればいいのかというような主張もありましたけれども、住生活の安定、耐震化というものは法律で定めた国と地方公共団体の責務ということですから、やはり全国的に取り組む必要があるとは思っております、なおさら、総務省の資料でも平成20年で1,540億円という減収額があるというのは、すなわち、これがなくなれば国民の負担が1,540億円増えるということですから、このまさに生活の厳しい、更にこれから住宅等についてはかなり成長戦略の中での大き

なポイントであると思っておりますので、総務省の出している見直しの方向性というものは私は適切ではないと考えておまして、この方向性のままで結論を出すというのは適切ではないと思っております。

○五十嵐財務副大臣

逢坂政務官、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

池口副大臣の御指摘もごもっともな部分もあろうかと思えます。今ある税制を前提にして、この税制をやめたら皆さんどう思われますかと言いますと、やはり増えるんだったら、その税制をやめると困りますねとおっしゃられるのは、そういう方は少なくないのだろうと思えます。

一方で、私自身も自治体において、この新築住宅の軽減措置を見ていて、住宅を建てる時には、本当にそのことがあることが住宅を建てる引き金になっているかどうかと言いますと、どうも、必ずしもそうでもないなという思いもいたしております。

それで、軽減の時期が終わって、税金が上がったときに初めて、まけてもらっていたんですねということに気がついているケースもあるようなことが少なくないのかなというふうに思っております。

一方で、この軽減措置があって、ある程度面積要件が決められていることが住宅のバリエーションを少し狭くしているというんでしょうか、軽減措置があるから、その範囲内だけの住宅をつくろうということも弊害としてあったのかなというふうに思っています。

それで、全国の住宅の事情は随分違ってしますので、自治体の判断でそこは減免をしてもらった方が多様な住宅市場が育っていくのではないかなというふうにも、私自身のこれまでの経験の中で感じているところであります。

したがいまして、ただいま御指摘のありましたとおり、この減免を全部やめるということではなくて、その判断のレベルを自治体でされた方が合理性があるのかなというふうにも思っておりますので、また、これから御議論いただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○池口国土交通副大臣

これにかかわらず総務省の見解としては、地方でやっても、地方がそれぞれ判断するんだから影響がないという主張がそこそこであるわけですがけれども、本当にそういうことがやられるのかどうかというのが、地方は地方の実態もありますから、少し私はにわかには本当になるというのはわかりませんし、地域主権戦略ですか、これもまだ作業中ですね。まだどこの部分を地方に移譲するかということも決まってもいない中で、何か先行してどんどん先食いでやっているという感じがするんですが、少しこれはもう少し、やはり地方に任せるといえるときはどうするのか。本当にこういうことも

含めて、地方は必要なところにやってくれるのかどうかというのももう少し担保する必要があるのではないかと。何か総務省は早過ぎるのではないかとというふうに私は思います。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

お二人の意見を聞いておって、総務省の方は住宅が建てられようとしている地域の補助・補強というものを重視し、国土交通省の方は住宅を取得しようとする人、建築しようとする人のことを重視しという、そんな感じが印象として受けるんですけども、私が思うのは、国土交通省においては、やはり総合的な住宅政策というものをどうするのかということを中心に国民的視点で形成して、そしてそれを推進していくためにどういう税制が必要なのかというふうにやっていかないと、ただ単に住宅の取得の負担を軽減していきます、特に新築だけやっていきますというようなやり方というのはやはり、先ほどの時代の流れが書いてあるんですけども、確かに昭和 25 年とか昭和 39 年のときはそういうことだったのかもしれませんが、現在を考えてみたときには、もっと総合的な住宅政策というものを考えて、政策的な税制というものを考えていかなければいけないのではないかとという印象を少し受けました。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。

中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正 P T 座長

評価替えはまだ少し、1 年先ですか、時期があるので、時間的な余裕はあると思いますから、それらの議論も含めて少し検討と整理をされてはいかがかと思います。党の P T としてもそういう方向で提起をしたいと思っておりますが、総論的に言いますと、固定資産税は地方税でありながら、今までいろんな政策減税をずっと積み重ねてきているものですから、わかりにくい税制に結果としてなっている。それで、そろそろ固定資産税の在り方、それは地方財源の大変大きな部分を占めますから、一度、1 年かけて、固定資産税制度について、むしろ抜本的な改革の視点から見直すということにはいかがかなのかなと思います。

それから、この普遍的なこういう減額措置を取っていることによって余り目立たない、みんなに知られていないということがある。一方ではエコ減税的な、ああいうみんなで大騒ぎをされるといいますか、時宜を得たものに焦点を絞ると大変効果を上げるということもありますから、固定資産税制度の在り方そのものについて、この評価替えまでの 1 年余りの時間を利用して統合・整理されるといいのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。

それでは、本日のところはここまでとさせていただきます。

次に、市民公益税制に移ります。市民公益税制につきましては、市民公益税制 P T において議論のとりまとめが行われたところでございます。P T の座長であります鈴木副大臣から御報告をお願い申し上げます。

○鈴木総務副大臣

市民公益税制 P T は、4 月 8 日の税制調査会において中間報告を行った後、中間報告書に示された改革の方向性を踏まえ、具体的な制度設計の検討を行いました。政府の「新しい公共」推進会議や民主党の新しい公共調査会の提案・提言も踏まえつつ、計 4 回の議論を行い、最終的な成果として報告書を取りまとめましたので、この場で御報告をさせていただきます。

それでは「市民公益税制 P T 報告書の概要」に沿って御説明いたします。

まず「1 所得税の税額控除制度の導入（平成 23 年分から適用）」についてであります。

この点については「新しい公共」円卓会議において鳩山前総理からも御指示があったところであり、認定 N P O 法人への寄附について、草の根の寄附を促進するため、所得税において新たに税額控除を導入し、寄附金額の 40% を控除できるといたします。地方税は現行どおり、条例指定があった場合に 10% 控除できることから、所得税と個人住民税を合わせて寄附金額の 50% までの税額控除が可能となります。また、控除限度額は所得税額の 25% までとし、平成 23 年分から適用することとしています。

公益社団法人または公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人といった認定 N P O 法人以外の法人への寄附については、市民との関わり合いや運営の透明性の観点から、パブリック・サポート・テストと同様の要件や情報公開の要件を満たす法人について、税額控除の対象とすることとし、平成 23 年分から適用することといたします。

次に「2 認定 N P O 法人制度の見直し」について御説明いたします。

「新しい公共」の枢要な担い手となる N P O 法人の健全な発展の観点から、内閣府においては新法または N P O 法の改正により、新たな認定制度が整備されることを目指します。

それまでの間の対応として、現行の認定 N P O 法人制度の認定基準の見直し等の一部について平成 23 年度税制改正において税制上の措置を講ずることといたします。

「(1) 平成 23 年度より税制上対応する措置」として「① 認定要件の見直し」「② 認定取消しの場合の取戻し課税」があります。

「① 認定要件の見直し」としては、P S T 要件に「寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年平均 100 人以上」とする絶対値基準を導入すること。地方団体が、その域内に事務所を有する N P O 法人について、条例で個別に指定した場合には、P S

T 要件等を免除することなどを予定しております。

また②にあるように、認定取消しがあった場合には、取戻し課税を行うこととします。

2 ページを御覧ください。「(2) 新たな認定制度の創設と税制上の対応」です。新たな認定制度については「① 新たな認定機関等」「② 『仮認定』の導入等の支援」などがあります。

「① 新たな認定機関等」としては、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体へ移管すること。これと併せ、認証事務も移管することとしています。

「② 『仮認定』の導入等の支援」としては、NPO法人のスタートアップ支援の観点から、設立後5年以内のNPO法人に対し仮認定制度を導入することとしています。

「③ 監督規定の整備等」としては、NPO法人の適正な運営を確保する観点から、監督規定の整備等を行うこととしています。

「④ 新たな認定制度の下での税制措置」としては、みなし寄附金の損金算入限度額について、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備されることを前提に引上げを行うなどを予定しております。

これらの内容については、内閣府が地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成24年4月から新たな認定制度が開始されるよう、所要の法整備が行われることを目指すこととしています。

最後に「3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）」について御説明します。これは寄附対象団体の拡大など、個人住民税に関する内容です。

1 点目は、寄附対象団体の拡大についてです。地域において活動するNPO法人を支援するため、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとし、平成24年度分の個人住民税から適用します。

2 点目は、ふるさと寄附金を活用した地方団体によるNPO法人支援についてです。個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方団体に対する寄附金については、原則としてふるさと寄附金に該当することとします。この場合、所得税においても同様の扱いとします。

3 点目は、適用下限額の引下げについてです。寄附文化のすそ野を広げるため、個人住民税における控除対象寄附金の適用下限額を現行の5,000円から2,000円に引き下げることとし、平成24年度分の個人住民税から適用します。

以上が報告書の概要となります。

報告書本体の「はじめに」に、やや大上段に振りかぶった表現ではありますが、PTメンバーの思いを書かせていただいております。本報告書はかなり思い切った内容を含んでおり、後世から見て、日本の社会が変わる転換点となり得るものであると考

えています。制度は運用が大事であり、今後、政府の努力はもとより、NPO法人自身も含め幅広い関係者のなお一層の活躍を強く期待するものであります。

以上で報告を終わります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。かなり画期的な新税制かと思いますが、まだ試行錯誤もあり得る話だと思いますので、御質問、御意見等があれば、どうぞ御発言をいただきたいと思います。

どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

今、両副大臣からのお話にもありましたが、画期的なことが始まるということで、喜んでおります。

私の文科省に関して言いますと、個人からの寄附にかかる税額控除の対象、学校法人も盛り込んでいただいている。これらについても安心しております。是非こういったことが今後進んでいくことを願っていますので、よろしくお願いします。

1点、認定に係る具体的な基準とか手続、これは是非各法人の特性とかを踏まえて、やりとりを事務方も含めて詰めていただけたらと思います。

それと導入後も要件とか手続の検証とか、こうしたことは今、新しい制度ということもありますから、是非必要に応じて改善も今後の課題としては共通の認識として持ちたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

そのほかにございますか。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

ちょっと細かい話なのかもしれませんが、2ページ目の3の(2)の地方団体によるNPO支援というところの位置づけが、特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方団体に対する寄附金については、ふるさと寄附金に該当するということなので、私の理解ではふるさと納税、ふるさと寄附金は、寄附相当額、全額に相当するものが国税と地方税を合わせて減額されると理解しているんですけども、直接NPO法人なり、あるいは認定NPO法人なりに寄附をするのと比べて、地方団体に対して寄附すればここまでできるということは、ある意味では迂回献金のような、すみません、表現が悪いかもしれませんが、そういう印象があるんですけども、直接認定NPO法人に対してする場合に比べて、なぜ地方団体を通じてやる場合には、ここまでいくのかということを、御説明いただければと思います。

○逢坂総務大臣政務官

それは内部で説明させていただければ。

○平岡総務副大臣

私は全体的立場で今、発言させていただきました。

○五十嵐財務副大臣

逢坂政務官、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

自治体に寄附すると、当然自治体で予算編成とか議決とか、応援する党をどこにするかという手続が必要になってまいりますね。だから、そういう点で直接やるのとは随分違っているということでもあります。

そうなる、よりみんなにわかりやすい形でというんでしょうか。そこが一つの大きな違いではないかと思えますけれども、副大臣にはまた御指導いただければ、私も余り詳しくわかってないところもあるものですから、すみません。

○平岡総務副大臣

全体的には賛成ですが、逆に言うといろいろ複雑な制度になってきているような気もするので、より簡素化という点も必要かなという印象を受けました。

○五十嵐財務副大臣

中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

党としてまとめたものは後日あれしますが、この市民公益税制については、今、御説明があった11月12日付の調査会の提言も包含した、鈴木副大臣からの今日の御報告、この方向で積極的に進められることをサポートしたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

全体としては、大変いいものだと思っておりますが、先日もヒアリングのときに申し上げたんですけれども、社会福祉法人などの場合、非常に規模が小さい場合もございいますので、これでやってみて、認定要件などについて、例えば寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上というに入らない場合もあったりいたしますので、これをやってみて、どこかの時点で実績も見て見直すということも御検討いただければということだけ一言申し上げたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

先ほど今後も詰めていただきたいということで、まさにその点が文科省で学校法人でもありまして、小さい学校法人もあるわけですから、大学からそれ以外のところも含めて、そういう事情はあります。

あともう一つは、ちょっと雑談になるかもしれませんが、これを受けて、寄附を強制させるような動きがあってはいけないということも思っております。そうしたことも含めてしっかり把握していきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

今、御指摘いただいた点、見直し等の規定なんですけれども、本文の報告書の9ページの②、いわゆる仮認定制度導入等の支援の2のところでございますが、なお、所要の経過措置について検討する。また、その施策の効果や措置の適正性を検証し、施行から3年後までに必要な見直しを行うこととするということで、見直し規定を入れておりますので、どうかよろしくお願ひします。

前後して恐縮でございますが、5ページ目、上から2つ目の○で、寄附金控除の件に関しても同じような規定を入れておまして、なお、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討することとするということでございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは、これから自由討議に移りたいと思います。最初に、厚労省から資料の提出がございました。たばこに関する資料でございます。小宮山副大臣から御説明をお願いいたします。

○小宮山厚生労働副大臣

時間をいただきまして、ありがとうございます。厚生労働省の「国民の健康の観点からのたばこ税の引上げについて」という資料を御覧いただきたいと思ひます。

まず、1ページ目でございますけれども、たばこ税の引上げについては、当然健康の観点から厚生労働省としては要望させていただきます。ただ、財務省のお立場からすると、税収減という御心配も多少あるのではないかと思ひますので、健康のために価格を上げて税収も減らないというデータをお示ししたいと思ひしております。

たばこ税の引上げ等によりまして、たばこ価格を引き上げる価格政策は、たばこの消費抑制に最も効果が高いと、調査や研究などで結果が出ております。

また、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）の締約国として、たばこの課税に関する措置を講じることが求められています。今年の10月からたばこ税の引上げの結果、1箱当たりおよそ300円から410円と価格が110円引き上げられたところですが、それでも日本のたばこの価格は、御覧いただいているとおり、諸外国の平均600円と比べますと、まだ相当低いということが言えます。

2ページ以降の資料は、厚生労働科学研究で実施している「今後のたばこ対策の推

進に関する研究」研究班の試算です。この研究は、たばこの税率を引き上げた場合のたばこの販売本数やたばこの税収、たばこの販売総額に対する影響に関する試算を行ったものです。

自然減に関するデータですが、まず2ページの上の販売本数のグラフを御覧ください。グラフの青の線で示されているとおり、たばこの消費は年率5%で自然に減少すると推計されています。

そして赤い線は、職場での受動喫煙対策等が、現在より更に進むと仮定したもので、この場合は自然に減るたばこの消費を、最大年率15%と仮定したものです。

次に下のグラフですけれども、これはたばこ税収と税引き後の売上額のグラフです。このグラフにあるとおり、自然減5%のグラフ、これは価格政策を行わず、現状の価格を維持した場合には、たばこの消費の減少によりたばこ税が減収となります。同時に、たばこ産業にとっても税引き後の売上総額が減少してしまうということになります。

110円増の価格政策を行った場合、同じグラフの赤い線を御覧いただきたいんですが、この赤い線の自然減5%と青い線の自然減15~5%のグラフが示す通り、例えば1箱当たり毎年110円ずつ小刻みな価格の引き上げを継続した場合、たばこの消費の自然減を考慮しても、なお、たばこ税は増額、増収になり、同時にたばこ産業にとっても税引き後との売上総額も確保されると推計されています。

つまり値上げをしないでじっとしていれば税収は減りますが、毎年110円の値上げを行っていけば税収は減らず増収になるということが、お分かりいただけるのではないかと思います。

3ページ目は、2ページのグラフの基礎データですので、参考のために添付させていただきましたので、後ほどよく御覧いただければと思っています。

4ページ、先ほどの2ページは110円ずつ小刻みに価格を引き上げた場合の試算ですが、4ページにありますのは、先日、税調で私が700円台までは、税収が減らないということを口頭で申し上げたそのグラフなんです、一度に価格を750円まで引き上げて、たばこの消費を半減させた場合でも税収は減らない試算になっております。

注にあるとおり、これは2009年の300円から試算したものです。たばこの消費を半減させるためには、昨年までの300円から450円に引き上げることが必要になります。

半減シナリオ1は、750円までの引上げ分をすべてたばこ税の引上げに充てた場合は、たばこ税はおよそ1.5兆円の増収となりますが、税引き価格は消費量が半減するので、税引き価格総額も半減して、およそ6,500億円マイナスになってしまいます。

半減シナリオ2は、たばこ産業への影響がプラス・マイナスゼロになるよう、販売数量の半減を補うために税引き価格を2倍にした場合の試算です。この場合でも、たばこ税総額は、およそ9,000億円の増収となります。すなわちたばこ税収、たばこ産

業、消費量の半減に伴う健康対策の一石三鳥施策と言えると思っています。

先日、私は先進国並みの 600 円に来年引き上げるよう申し上げましたが、小刻みに上げていくということが税収面からも有効であることが、今日お示ししたデータからもお分かりいただけると思います。毎年 3% ずつ引き上げましたイギリスの例などからも、そういうことは言えるので、3 ページにありますように 110 円ずつ上げていくということを提案させていただきたいと思っています。

来年、現在の 410 円から 520 円になりますと、500 円玉 1 つ、ワンコインでは買えなくなります。特に未成年の喫煙防止の観点からも、たばこ価格を上げることが最も有効で、ワンコインで買えなくなることで大きく減るといことが言われております。

こうしたことから、今年 10 月の増税の影響を見極めることに時間をかけるべきではなく、健康の観点からも、税収からもたばこ税を小刻みに継続的に引き上げていくべきだと考えております。具体的には、今年同様、来年も 1 本 5 円、1 箱 110 円値上げすることを、厚生労働省として提案させていただきたいと思ひます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。これに対して、財務省より関連資料が提出されております。吉田政務官から御説明をお願いいたします。

○吉田財務大臣政務官

「資料（たばこ税）」という財務省の資料を御覧いただきたいと思ひます。

1 ページ、まずここは原則論でございますが、昨年度の税制改正大綱、下線が引いてあるところでございます。将来に向かって、税率を引き上げていく必要があるわけですが、その判断に当たっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととしますということで、ここを原則とすべきではないかと思ひます。

その上で、2 ページ目、今年の 10 月 1 日、今までに例のない大幅なたばこの値上げをしたわけですが、その前後の販売実績を示すグラフでございます。値上げ直前の 9 月、これは昨年の 9 月と比較しますと、プラス 88% という大きな駆け込み需要が発生しました。翻って値上げ直後の 10 月、昨年度同月と比較してマイナス 70%、いわゆる反動減が大きく生じております。そして、この反動減の大きさからしますと、この影響は今後もしばらく継続するのではないかと予想しております。つまり今回の値上げがたばこ市場に大きな影響を今、与えつつあるということが現状だと思ひます。

このような、これまでに例のない値上げに伴うたばこの消費や税収の動向、たばこ関係事業者等に及ぼす影響を見極めるには、この間も申し上げたかもしれませんが、およそ半年から 1 年程度の期間を取るべきではないかと思ひます。したがって、ただいま御説明のあった試算は、1 つの試算であるとは思ひますけれども、今回の値上げの影響を拙速ではなく十分見極めた上で、次の手を考えるべきではないかと。その見

極めがついていない現時点においては、23年度税制改正におけるたばこ税の引上げに係る判断を行うことは困難ではないかと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

反論をさせていただきたいと思います。やはり急激にこれだけ減ったというのは、ニュースなどでも伝えられているように、買いだめをした影響もございますし、禁煙をしようということで禁煙外来などに通われた方も大分あるように聞いておりますけれども、そうした方も残念ながら、たばこというのは依存性が大変高いので、相当の数の方が脱落されているというニュースも実際にございますので、ここは一瞬下がりましたがけれども、健康の面からいくと残念ながらそう急激に下がるということは余りないのではないかと。

去年、始まって以来というか1本5円という大幅な価格を、グッド減税・バッド課税という民主党の税調がずっと取ってきた基本理念からしたところ、民主党中心の政権になって残念ながら余りやっていることが一つひとつ評価されていることが少ない中で、このことは市民の皆さんから大変御評価いただいている部分もございますので、先ほど申し上げたように、小刻みに継続的に上げていって、ちゃんと健康に対してはきちんとメッセージを出していく、メッセージを持つ政策を打っていくことは大変重要なことだと思いますので、ここで立ち止まることなく、しっかりと上げていくことが、さっき申し上げたように恐らく吉田政務官からの御発言は、勿論いろんなことがございましたけれども、税収が減るということも裏にあるのではないかとと思いますし、葉たばこ農家などにいろいろ補助していくとか、転作を促すためにもやはり財源は必要ですので、そういう意味では座して待って税収が減るの見過ごしよりは、しっかりメッセージを出して、健康のためにも葉たばこ農をやってらっしゃる皆様方が、これからいろいろ転換をしていくためにも役立つようにすることが必要だと思っております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○東内閣府副大臣

私は小宮山先生が言うことに対しては、ほぼ100%くらい賛成なのですが、この点に関して異論を言わせていただきたいと思います。私は物すごいヘビースモーカーです。たばこは、麻薬や覚せい剤と同類の社会的禁制品ではありません。アルコールなどと同様に、合法的な個人の嗜好品であって、小宮山さんの趣旨は違うんだらうと思うんですけれども、たばこを吸う人間に対してパニッシュメント、いわゆる戒め的な

形で税議論をすること自体、それは基本的に受け入れられないというスタンスです。

その角度から考えたときに、WHOのブルントラント元事務局長とも大々的な議論をしたことがあります。WHOの規制枠組条約もたばこを禁制品として扱うことを求めているわけではありません。たばこというのは、基本的にある意味でお酒と同じように、財政物資としてとらえていく必要があると強く思っています。

その上で、年間約2兆円の税収ですよ。私が払っているんです。そういう意味では、タックスペイヤーとして言わせていただければ、別にたばこ税を更に上げて構いませんと、しかし、一方においてはちゃんと、私たちはきれいな空気の下でたばこを吸いたいんです。更にまた吸っていることで受動喫煙に影響を与えないように、嫌だという人もいますから、ちゃんとしたルールを守りながらやっていく。

たばこの歴史は物すごく長いんです。私はラテンアメリカに長く住んでいましたから、いつかちゃんとたばこの歴史を講義させていただきたいと思っています。そういう角度から考えたときに、2002年に、例えばニューヨークのブルームバーグ市長が、ある意味で小宮山さんと同じような角度から言われていたんです。ニューヨークは、めちゃくちゃたばこが高いんです。隣にニュージャージーがあります。高くすると、日本の場合はそうはいきませんが、橋を越えていけば安いたばこが入ってくるんです。本来目的としているものとは違う状況になってきてしまう。

どういうふうに共生していったらいいかという角度で考えたときに、これだけ高い税金を賦課したわけですから、ちょっと状況を見て、その間喫煙者がちゃんと喫煙できるような分煙施設をもっと充実させて、更にまたたばこ税を上げていくという角度ならば、小宮山さんを是非サポートしたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

どうぞ。

○小川法務副大臣

私は、基本的に賛成でございます。やはり税の枠の中だけの議論ではなくて、やはりたばこが誘引となるがんに伴う治療費あるいはたばこの不始末による失火、町、農村などの社会的なコスト、これが相当に巨額なものがあると思います。これの防止に役立つために、たばこを禁止するわけではなくて、値上げするだけでございますので、決して禁止ではございませんので、この範囲の私の考えとしては、密造たばこが出回らない程度に値上げしてもいいかというような考えでおりますが、そうした意味で、小宮山さんの提案には賛成でございます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○末松内閣府副大臣

私は、別にたばこは何も吸わないんですけれども、今、法務副大臣が言われて、厚生労働省の方で、ここの資料には載っていないのかもしれないけれども、そういうたばこ由来の治療費の増加というか、ああいった保険料の増加とか、そういったところの詳細なデータというのはお持ちですか。

○小宮山厚生労働副大臣

今日は持っておりませんが、先ほど私もずっと大体同じ考えを持っているんですが、ここだけ対立をして残念でございますけれども、たばこによる病気の治療費、それから労働の損失、それから火事による損失などを合わせますと、先ほどおっしゃった税を納めているたばこ税のおよそ3倍の損失がございます。そのデータはありますので、後ほど必要であれば、またお渡しをしたいと思います。

今日は、700円台に上げてても税収が減らないというお話をしたことに対して、データを持って御説明をするというお約束でございましたので、今日は持ってませんが、資料は山ほどございますので、必要があれば、またお示しをしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○東内閣府副大臣

よく言われているのが、肺がんとたばこという、厚生労働省にデータをくださいと、ないんですよ。つまり、日本は喫煙者数はどんどん下がっているんです。肺がんはどんどん増えているんです。本当にたばこですかと、私は排気ガスだと思っていますが、いろいろな要素があって因果関係が明確ではないんです。多分、咽頭がんあるいは口腔がん、これはたばこを吸っている人が、普通の人がかかる40倍でかかります。しかし、肺がん、その他のことに関して、ちゃんとしたデータがあるならば、是非教えていただきたい。見たことがありません。どうぞ、よろしく。

○小宮山厚生労働副大臣

はい。後ほどお示しします。

○五十嵐財務副大臣

池口副大臣。

○池口国土交通副大臣

賛成が2で反対1ですから、ちょっとバランスを取るために、小宮山さんとたばこの害について余り議論するつもりは、やっても勝てる見込みがないのですみません。ただ、後半のシミュレーションについては、本当にそうなるかどうかというのは、別に10月に値上げをして、今の段階で、このシミュレーションに基づいて110円ずつ上げてもいいというのは、私はちょっと拙速だと思います。1年待てば、明らかな結果が出てくるわけですから、毎年、毎年上げるというのは、幾らなんでも私は余りないんじゃないかと思えますから、1年待って、ちゃんと税収がどうなったのか、たばこ

の害の影響がどうなったのか、この検証期間を2か月、3か月の中のシミュレーションでやろうとするのは、私は無理があると思います。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官。

○尾立財務大臣政務官

関連してでございます。また財務省かと言われますけれども、すみません、たたみかけるようで恐縮なんですけれども、このデータについての疑問点を少しお聞きしたいと思います。

まず、今、池口副大臣からもお話がございましたが、小宮山副大臣から御提供いただいた資料の2ページ目のグラフを見ていただきたいんですが、下の方のグラフの線BやCを見ると、たばこの価格が1,000円になってもたばこ税収は増え続けるというものになっておりますが、果たして本当に現実的なものなのかというのが疑問点の1でございます。多分、これは価格弾力性をマイナスの0.33で一定と仮定しているためだと思われそうですが、平成22年度税制改正で使った税収見積りにおいて使用した販売数量から逆算した価格弾力性というのは、実はマイナスの0.68となっていて、また、価格帯によってもこの値は変化するものと考えられます。

そういう意味で、価格弾力性の数字自体を0.33一定ということではなくて、いろいろ価格帯によって幅を持って考えていかなければいけないのではないかとというのが1点目でございます。

また、4ページ目では、一挙にたばこの価格を750円程度まで引き上げれば、消費が2,339億本から1,170億本に半減するという試算であります。この試算においても0.33の価格弾力性をお使いになっておられます。果たして、一挙に450円という相当な値上げをした場合でも、この価格弾力性が、先ほど2ページでお示しされた110円ずつの弾力性と本当に同じなのかという2つの疑問点があるということでございます。

そういう意味で、これは1つの試算だと思しますので、やはり慎重に影響を見極めつつ考えていく必要があるのではないかと考えています。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○平岡総務副大臣

今までの議論とは別の視点で問題提起というほどではないんですけれども、こういふことを言う人がいるので、是非、分かったら教えてもらいたいと思うんですけれども、1つは、たばこを吸っている方々の所得階層の問題なんですけれども、ある人が言うには、所得の低い人の方がやはりたばこを吸っている人が多いと、そうすると、たばこ税を上げるということは、低所得者に対する課税負担というのが重くなるという、そういう増税措置ではないかということ指摘する人がいるんですけれども、そ

の点については、何か情報として示すようなものがあるのでしょうかということが第1点。

もう一つは、精神障害のある方々が、やはり精神安定という位置づけの中でたばこを吸っておられる方が多いんですね。そういう人たちにとってみれば、やはりたばこが値上げになるということについては、かなり大きな負担になる可能性もあるんじゃないかという気がするんですけども、そういう精神疾患とたばことの関係については、どういうふうに考えたらいいいのかという点、ちょっと視点が今までと全く違うんですけれども、いろいろな角度から検討しておかないと、やはり単純な財政的な問題とか、あるいは今までのがんとか何とかだけで議論にとどまっていたらいけないのかという気がしたので、問題提起して、もし分かれば教えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

ここでお答えできるものと、あとはいろいろ資料を取り寄せなければいけないものとあるかと思っておりますので、また、後ほど必要なものがそろいましたら、お届けをしたいと思っています。

例えばこの試算についてですけれども、これは平成22年度の厚生労働価格研究費の助成金で行った、国立がんセンターのたばこ政策研究プロジェクトが行ったものでございます。ですから、1つではありますけれども、ずっとたばこによるいろいろなエビデンスを持っているところがやったものであるということは信頼性のおけるものではないかと、私は考えております。

それで、池口さんからの1年見てというのものもあるんですけども、今、禁煙を、勿論、お吸いになりたい方が吸うことを全部やめろと言っているわけではありませんが、これは受動喫煙を含めて、周りの人の健康に害を与えていることが大変多いんです。先ほど分煙というお話もありましたけれども、WHOなどが言っているのは、完全分煙というのはあり得ないと。ですから、そういう意味では、健康のために私どもは、いろいろ税収のことも考えていろんなことも申し上げていきますけれども、要は健康のためには、やはりこれは価格政策が有効であると、勿論、FCTCの中でもこれを吸ってはいけないとは言っていますが、価格政策が大変有効なので、締約国はしっかりとそれを取るよにということを書いておまして、私が申し上げたいのは、1年様子を見るということは、今、健康のためにやめようと思った人が、それではこのまま吸い続けようということへのメッセージにもなってしまいますので、この政権は上げ続けていきますよというメッセージを出すことが、いろいろたばこによる損失の問題からも禁煙をしようと思っている人たちへの後押しからも、私は必要だと考えております。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣からの質問に対して、尾立政務官から御発言があります。

○尾立財務大臣政務官

平成 20 年の総務省の家計調査からのデータなんですけれども、例えば 351 万円未満の世帯の方々の消費支出に占めるたばこの割合は 0.53 という結果が出ております。

一方、一番所得階層の高い 862 万円以上では、同じく 0.19%ということで、当然低所得世帯の方が 3 倍の負担があるということでございます。実額においても、そんなに大差はないんですけれども、実額でも低所得の方の方が多という結果は出ておるようでございます。

○五十嵐財務副大臣

そろそろ白熱しておりましたけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○内山総務大臣政務官

論点が全然違うんですけれども、篠原さんがいらっしゃいますので、葉たばこ農家さんへの影響というのは、どういうものがあるのかということちょっと伺いたいなと思うんですけれども。

○五十嵐財務副大臣

篠原副大臣。

○篠原農林水産副大臣

データは持ち合わせておりませんが、中山間地域で葉たばこをつくっておりますので、私も小学校、中学校のころ葉たばこをつくっておりました、こんなものはだれが吸うのかなと思いつつ、仕事がしたくないのでやめてくれたらいいと思っていましたし、そのせいか、私はたばこは、個人的なことを申し上げて恐縮ですが、一切吸っておりません。ですから、さっさとやめていってもらっていいのではないかと思います。そういう方向にいいのではないかと思います。

○東内閣府副大臣

WHOとの議論でいつも問題になるのは、ブルントラント元局長と話をしたときもそうですが、人間の健康といったときに、肉体的な話ばかりしているんです。人間の存在は精神と肉体ですから、そのときになったときにブルントラントさんは、東さんやめましようとおっしゃいました。

したがって、多分、小宮山さんはたばこを吸わないので分からないんですが、たばこ飲みというのは、体がおかしくなるとたばこを吸わなくなるんです。元気だから吸っているんです。そういう角度もあるということだけを是非、そして、たばこと徹底的にデータがあれば、因果関係というのはほとんどないと思いますよ。ほとんどちゃんとしたのはないですよ。受動喫煙の問題もそうです。どういうデータを取るかという話です。私の家内が何時間夫といて、ずっとそれをどれくらい吸っていてそうだったのか、そういうデータはないと思いますので、ただ、嫌だという人がいますから、

私たち喫煙者としてのマナーとして、その人の前では吸わないと。だから、ちゃんと吸える場所をつくってくださいと。私らは60%税金を払っているんですから、たばこの6割は税金ですから、国税と地方税を合わせると、そのことをよろしく願います。

○五十嵐財務副大臣

もう一人だけ、平野副大臣からどうぞ。

○平野内閣府副大臣

先ほど葉たばこ農家の話が出ましたから、岩手県は葉たばこ生産ではかなり高い生産額を上げていて、特にパーレー種という種類では、岩手県は生産額ナンバーワンです。

御案内のとおり、今、ブラジルなんかはかなりいい葉たばこをつくってしまして、向こうが安いものですから、日本たばこ自体が経費を浮かせるために、外国産、外国の方にベクトルがどうしても働いて、葉たばこ農家に対する割り当ては、やはり年々縮小しているという中で、葉たばこの税金については非常に高い関心を持っています。

これは賛否両論いろいろありますけれども、1点だけその中で申し上げたいのは、葉たばこ農家は、葉たばこをつくるというのは、ある意味ではそれしかない地域が主で、例えば野菜がつかれるとか、ほかの果樹がやれるというところは、そこでやるんですけれども、どうしても地形条件等々の関係で葉たばこしかないというところで葉たばこをやっているということでありまして、そういった葉たばこ生産農家と最近話をするのは、非常に辛いということだけは、申し上げておきたいと思います。

ちなみに、私はたばこを吸いません。すみません。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

ちょっと冷たいようなことを言ってしまったのをフォローしていただいて、私は、平野さんの言うとおりでして、ですから葉たばこしかできないところで、私も中山間僻地だからそうだったわけですが、それ以外の作物をつくれるように、転換するようにお金を出してというのは、農業者戸別所得補償の大事な政策ですので、そういった方向でもって、よりいいものを、もっと健康になるようなものを、たばこを吸わなくたっていいような食べ物があったら一番いいんですけれども、そういうのをつくるようにしていったらいいのではないかと思います。そういう方向にお金を出すべきだと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

各先進国を見て、たばこの管轄を財務省がしているというところは余りありません。

大体これは健康を扱うところがやっているのが諸外国の例でございますので、その点は御認識をいただければと思っております。

○五十嵐財務副大臣

白熱いたしましたけれども、この問題で 11 人の委員に御発言をいただきました。そういう意味で、小宮山副大臣、感謝をいたしたいと思いますが、これから自由討議に移ります。是非、皆さん委員として、また、政治家としてのお立場から高い御議論をお願い申し上げたいと思います。

いよいよ来週から主要事項のとりまとめに向けた審議に入ってまいります。これに備える意味でも、これまで取り上げてきた主要事項について御意見があれば、これ以降、伺っていきたいと思いますので、どなたからでも発言をお願いいたします。

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

私は、必ずしも主要事項ではないんですけれども、今回、ここで議論する、あるいは P T の場などでも私が地方税の問題について、地方税の課税主体は地方自治体なので、国が一方的に減収をさせるようなことについては慎重であるべきだと、その判断は自治体に任せるべきだという話を繰り返しさせていただきました。

しかしながら、勿論、地方税といえども、国の税体系の中の 1 つでありますから、国のレベルで何もできないのかと言え、それはそうではないのは、これはまた事実であります。

しかし、今回の税調の議論を通して感じたのは、やはり地方税は地方税なんだという意識が必ずしも十分浸透していない中で、やはり地方税の懐にどんどん手を入れてきている部分が随分多いなというところは、やはり反省しなければいけないと、私は改めて思ったところです。

その上で、今後、地方税の主体性というものを高めていくということは、非常に大事なんです、そこで先ほど、私は池口副大臣が御指摘になったことというのは、非常に私は大事だと思っております。

逢坂さんは、確かにそうは言うけれども、それでは自治体はちゃんとやるのかと、やらない部分だってあるのではないのかということについては、率直に私はそういう部分は否定できない。首長さんにもいろんな人がいますので、いろんなことがある。

ですから、この問題は、準備が全部整って、みんなが 100% できるようになったらスタートすればいいのか、いや、そんなことを言っていたら、いつまで経っても進まないというので、少しずつあんばいを見ながら進めていくのが大事な分野なのかなど思っていますので、何々の条件が整えば、これができるとか、できないではなくて、頃合いを見ながら、基本的には地方の自由裁量を拡大していく方向で一歩ずつ進んでいくという分野ではないかと、そんな思いを持っております。

その上で、今日、住宅の新築軽減の話をしていただきましたが、これは長い歴史

がある軽減税制でございますので、私はよくよく慎重に議論をして結果を出すべきものだと思っています。

しかし、私は今回の議論を通じて、私自身に大きな反省が生まれました。それは私自身が自治体の首長として新築軽減税制、国が決めてくれることに完全に寄り添っていたということであります。もし、これが自分で判断をしていろいろなことを考えなければいけないとなったら、もっと多様な住宅政策を自分自身がやったのではないかというところなんです。

ですから、その意味で、今回の新築軽減税制にどう踏み込むかは、これから皆さんに十分御議論をいただかなければいけませんけれども、この一月余りの議論の中でも、私の気持ちがそこまで触発されたということは、これは小さくなかったなと思っております。

ですから、新築軽減税制があることで住宅市場がある程度活発化しているんだという考え方もある一方で、今のような議論を通して、住宅政策が多様に広がっていくことで、もっと住宅市場が活発化していくというようなことも一方にあるのかもしれないというふうに改めて感じたところでございます。これが1つです。

もうこれで話をやめますが、先ほど中野座長から固定資産税の話がございました。固定資産税に課題がいろいろあるのは事実だと思いますので、そのさまざまな課題を克服していくと、いろんな修正をしていかなければいけないと思っております。

しかし、その反面、実は固定資産税というのは、自治体の税収の中で非常に大きな割合を占めている。更に、また、自治体の規模が小さくなれば、なるほど大きな割合を占め、しかも安定的な税収であるということを考えてみれば、固定資産税と一口に言っても、これはなかなか大きな問題だなと感じます。

したがって、固定資産税の問題を議論するときには、国と地方の税の在り方がどうであるとか、あるいは日本の資産課税そのものが一体どうあるべきなのかという大きな視点の中で議論されるということがなければ、固定資産税の中だけの議論でその問題がさまざま解決付く部分だけではないのだろうなとも感じたところです。

勿論、個別の細かいパーツ、パーツを毎年手直ししていくというのは大事なことですけれども、固定資産税議論に入っていくということは、国税も含めた大きな議論になっていく要素を含んでいるのではないかと感じております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

重要な御指摘、2点ともそうだと思います。

中野先生、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

1つは、今の御提起の固定資産税について、いわゆる中央、地方の財源の問題や、いろいろなことと兼ね合わせて、抜本的税制改革の中でこれから評価替えの時期を迎え

るまでの1年間、しっかりと議論をして、新たな税制の在り様をしっかりと打ち立てることが必要だと思えます。

今の固定資産税は、明らかにパッチワークのようになっておりますし、例外規定が大変多い。言うならば、本則がどこにあるのか、固定資産税に関する税法を読んで、本則を探し出す方が難しいぐらいに例外規定、その他が多いという実態。これはやはり明らかに複雑怪奇になっておかしくなっておりますから、国民にわかりやすい税制にするためにも、抜本的に見直すことが必要だと思えます。

それと、党税制改正PTに関連する日程だけ申し上げます。

昨日、主要項目についてまとめ、結論を出させていただきました。先ほど、玄葉政調会長へはそれを提出いたしました。

明日、拡大政調役員会があるそうで、そこにかけていただくということでもあります。

その後、党役員会または常任幹事会等を経て、この政府税調にお渡しするというシステムになっていると幹事長は言っているようでございますが、これらのことについては、私の仕事は終わって、出しましたので、どうぞ今後の政府税調の日程に党のいろんなシステムが悪影響というか、時間的な悪影響を与えてはいけないのではないかと思いますので、お約束どおりの日にちに仕上げましたので、そこまでは御報告を申し上げて、あとはどうぞよろしくお願い申し上げます。それが決まりますれば、改めてここで正式に提起をさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

実は心配をしております、かなり高い調整機能を持った調査会として党税制改正PTは発足した。そのために、政調会長代理にも入っていただき、また、税調にもこうしてお入りをいただいているので、屋上屋という失礼ですけれども、党の新しい手続ということになると、予算編成の日程そのものが遅れるということをお心配しておりますので、党の方におかれましても、全般的に政府の税制改正、そして予算編成に日程上悪影響を及ぼさないように、私の方からもお願いをしたいと思います。

今の件でなければ、先に池田副大臣。

○池田経済産業副大臣

いいです。また次回に。

○五十嵐財務副大臣

それでは、東さん、どうぞ。

○東内閣府副大臣

もう既に何度も何度も言っていることなんですが、11月11日の税調の場においても申し上げた異常危険準備金、貸倒引当金、欠損金の繰越控除、受取配当の益金不算入制度、この点について、自由討議で3分間お時間をいただいて、お話しさせていただきたいと思えます。

まず、異常危険準備金に関わる税制措置というのは、私は防災の担当もしております

すから、巨大災害が発生した場合にも、保険金の支払に支障を来さないよう、適切な準備金の積立てを確保するために認められている措置です。仮にこのような税制措置がない場合、巨大災害発生時の損害保険会社の財務の健全性に悪影響を及ぼす恐れがあるので、この見直しは大きな問題を含んでいると考えております。

次に、貸倒引当金は、金融機関が将来の貸倒損失の発生に備えて計上し、税務上も一定の範囲内で損金算入が認められているものであります。仮に貸倒引当金の損金算入額が縮小される場合には、金融機関の財務悪化要因になり、円滑な金融の妨げになりかねないので、本制度の見直しを全く不適當な措置だと考えております。

第3に、欠損金の繰越控除は、損失と利益の年度間調整のために設けられている制度でありまして、仮に欠損金の繰越控除について見直しが行われる場合には、欠損金を有する企業も法人税を支払うことを余儀なくされることとなり、企業の財務悪化要因になると思います。特に繰越期間の大幅な延長が認められない場合には、企業の財務に与える影響は更に増すことになる。金融機関はリスクをとって金融の円滑化に努めており、損益のぶれが大きいビジネスであるため、欠損金の繰越控除による損益の平準化が特に重要であることに御留意いただきたい。

最後の第4に、受取配当の益金不算入制度は、法人税の二重課税の調整のため設けられている制度であります。そもそも法人が受け取る株式等の受取配当については、配当元の法人で既に法人税が課せられているため、二重課税の排除の観点からは、本来全額益金不算入、非課税とすべきものです。現行、持株比率は25%未満の株式に関わる受取配当の益金不算入、非課税割合は50%までに制限されており、既に不適切な状態となっておりますが、これを更に下げるとは、税理論から見ても全く筋が通らない話だと考えています。

諸外国の例を見ても、イギリスでは全額益金不算入、非課税であり、ドイツにおいても95%益金不算入、非課税です。アメリカでも70%以上の水準で益金不算入、非課税となっており、国際的に見ても、我が国の現行の益金不算入制度は大きく見劣りしているところであります。また、実態経済への影響という点でも、仮に受取配当の益金不算入制度について見直しが行われる場合には、先行き不透明感の漂う現下の経済情勢の下で、株式の一層の売り圧力を招くこととなる恐れがあるのではないのでしょうか。

なお、金融機関は国内法人が保有する株式のうち約6割を保有しており、本制度の見直しは、まさに金融機関をねらい打ちする措置であることにも御留意願いたいと思います。

以上、申し上げたように、先般提示されました法人税制の見直しの内容は、結果として円滑な金融の妨げとなり、ひいては、実態経済そのものに悪影響を及ぼすことを強く懸念しております。いずれにしても、代替財源探しは本末転倒の結果にならないよう、政治の責任で根本に立ち返った議論をすべきであることを強調しておきたいと

思います。

最後に、デフレ脱却に向けた税調の役割について申し述べたいと思います。

デフレからの脱却は、現政権の最重要課題であります。先日発表された11月の月例経済報告では、先行きの見方は10月より一層悪化しており、デフレ脱却の目途は全く立っていません。昨年よりも厳しい経済状況であることは、知る人ぞ知るところであります。このような状況の下では、昨日議論させていただきました証券税制や本日申し上げた法人税制のいずれにおいても、デフレ脱却と統合的な税制改正を目指すという観点から議論すべきであることを強調して、私の発言とさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。今の観点でありますか。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

今、東さんからいろいろお話がありました貸倒引当金の話ですが、今、やはり金融が非常に厳しい状況の中で、特に地域が厳しい。それから、協同組織金融機関も含めて、中小金融機関について言うと、不良債権比率が高いという状況の中で、これを縮減していくようなことというのは、やはり地域金融というものを更に悪くしていくという面があると思うので、その点については非常に慎重に考えていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

平野副大臣、どうぞ。

○平野内閣府副大臣

さまざまな御意見がありますけれども、逆の立場から1つだけ申し上げさせていただきます。

今まで予算の状況を重点科目等々の観点から見てまいりましたが、44兆という新規国債に対して税収が非常に低いという状況がずっと続いています。昨年も44兆に対して37兆。要するに、税収を上回る新規国債を発行している。多分、来年度予算もそういう形になると思います。

いろんなデフレの脱却、景気の状況が悪いということも十分配慮しなくてはなりませんけれども、この異常状態がずっと続いているということについても、やはり十分の配慮が必要なんだろうと思います。だからといって、急に増税をするということではないです。今の財政構造自体が極めて異常な状況にあるんだということについては、やはりきちんと常に意識をしていく必要があるのではないかと思いますし、その中で税制改正をやる時に、いわゆる所得再分配機能を重視するのか、あるいは税収を重視するのか。今回の税調でも、来週からまとめに入りますので、方向性を示したまとめを是非やっていただきたいと思います。

その上で資料の提供をお願いしたいと思いますが、簡単に言います。党の税

調でも所得控除等々についてさまざまな提言をされておりますが、配偶者控除、成年扶養控除、所得控除がありました。その所得別に控除を廃止した場合にどう影響が出るかということについて、もし出ていけば、私は見ていないということになります。私にいただければいいですし、もし出ていなかったとすれば、次回議論があったときに、そのデータを是非、出していただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

これについては、追って御連絡をさせていただきたいと思っております。

今、ここで大議論をふっかけるつもりはないんですけれども、そもそもデフレの原因は何かということを考えなければいけないとは思っております。これは問題提起だけでございますが、つまり、国民の間に将来に対する不安が非常に強い。なるべくお金を使わないということが、つまり国の社会保障制度に対する安心感が薄れてきているというところに大変問題があると思っておりますので、単に目先のデフレということへの対処というより、デフレの構造そのものを考えていくことが必要ではないかと問題提起だけさせていただきたいと思っております。

それでは、尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

私もここで余り大きな議論をするつもりはないんですけれども、まさにデフレ脱却のために政府が最優先で取り組む課題だと思っておりますが、どうも副大臣のおっしゃっていることとお聞きすると、株価が上がるとデフレを抑える1つの要因になるのではないかということかと思うんですが、ただ、それが更に株価と軽減税率がどうリンクしているのかということまで考えますと、なかなかストレートに軽減税率を本則に戻すことがデフレを長引かせるということには、私どものこれまでの調査等々では、他国の例でもなっておらないもので、その辺をもう少し詳しく御説明いただければ、次回で結構なので、ありがたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

近藤副大臣、どうぞ。

○近藤環境副大臣

来週以降、主要な事項に関する議論になるので、1分以内で簡単に地球温暖化対策のための税について、改めて申し上げたいと思っております。

これまでの具体的な要望内容については、何回か説明させていただいております。ただ、この地球温暖化対策のための税は、昨年の税制改正大綱及び税制改正法附則において、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう検討を行う旨を規定されており、これを受けて、党税制調査会においても、主要事項の1つとしていただいている重要な課題であります。

カンクンでのCOP16も始まりましたけれども、課税によってCO₂排出抑制に加

え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うということで、CO₂排出抑制への二重の効果を期待しており、特に全化石燃料への課税については、こうした考えを具現化する制度設計とすることが重要と考えております。排出抑制効果を始めとする地球温暖化対策としての位置づけを明確にするため、全化石燃料への課税とガソリンへの上乗せ課税とを合わせてふさわしい名称を付けるべきではないかと考えております。

党の方でも精力的に御議論をいただいております。今後、税制調査会においても、平成23年度の確実な実施に向けて、さらなる精力的な議論をお願いしたいと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

小川副大臣、どうぞ。

○小川法務副大臣

全く別のテーマでございますが、2点ほど、税調で議論していただきたい点がございましたので、要望させていただきます。

1つは、東京都との立場でもございますが、法人事業税の一部が国にまとめられて、都道府県に配付されるということによりまして、東京都が本来入るべき法人事業税が2,000億円とか、その程度ほかの地域にばらまかれるといたしますか、配分されておりました、暫定措置ということであるんですが、どうもずっと続いておりますので、リーマン・ショック以後は厳しいので、それについてなかなか議論の場がないので、していただきたいのが1点でございます。

もう一つは、都市農業に関しまして、農業でございますので、農林水産が本来なんですけど、しかし、都市農業は生産緑地ということで、国土交通省の範疇に入ります。生産緑地につきまして、租税特別措置法によりまして、納税猶予制度がありまして、それにつきまして、具体的にどういう要件が納税猶予になるかにつきましては、財務省の省令で決められております。これがなかなか厳しくて、実用に合わない面がございましたので、それについて実用に合うような省令の変更をお願いしておるんですが、財務省の方では、税に関わる省令の変更はやはり税調を通していただきたいということでございますが、そうしますと税調で議論していただかなくてはならないので、私としましては、その2点を是非いずれ議論の場を設けていただきたいとお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。そのほかにもございますでしょうか。

東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

私もここで大きな議論はしませんけれども、尾立さんが言われているとおり、まず足元を見る必要がある。イギリスにしても、アメリカにしても、100年に一度と言われるリーマン・ショックを経験した状況に戻っているんです。戻った上で、いわゆる軽減税率を廃止するだとか、金融機関の場合は増税に持っていつているんです。それに対して日本は、現実にはリーマン・ショック時に比べたときに、8割も戻っていないんです。トピックスに当たっては7割です。

したがって、何でもこういうことを何度も何度も言っているかということ、例えばISAもちゃんとやっていただきたいと心から思っています。しかし、ISAの場合は、株また金融の問題に個人的に少額で参入していきたい。これからの話です。今、私たちが常に言っていることは、証券税制の軽減税率の問題というのは、1,260億円の増税感を与えてしまう。その人たちが逃げたときどうするんですかと。私たちが集めているデータの中に、そのことは明らかになっているわけです。

本日も御案内のとおり、昨日から1万円の株価を割ってしまっています。リーマン・ショック時というのは、1万2,200円ぐらいありましたから、そこまで回復し、先ほど五十嵐副大臣が言われたいわゆるデフレ。このことについては、また徹底的に議論をしていただきたいと思いますが、今は-1%です。そして、少なくとも0%強、1%ぐらいになって、そして今、皆さん方が言われていることを言うならば、私はそれに対して反論はしません。明らかに状況が悪化している中に、減税している部分を別の形で制度として増税に変えて、そしてやっていくというだけの決断を私は持てない。政治家として持てないという話をしているんです。だから、経済というのは生き物であって、そして私たちは日々刻々動いていくそういう状況を踏まえた上でどうするのか。そういう議論をさせていただいているつもりなんです。

だから、今後また改めて、徹底的に議論をさせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、本日のところは、ここまでとさせていただきます。よい議論をしていただきまして、ありがとうございました。長時間にわたり御苦勞様でございます。

次回は、12月3日金曜日でございます。税制調査会は、各府省からの要望事項に関する2次査定案及び資産課税について審議を行います。

本日の会議は、以上で終わります。ありがとうございました。

なお、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は、速やかに御退室をお願いいたします。

散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。